

許可届出使用者 殿  
許可廃棄業者

文部科学省 科学技術・学術政策局  
原子力安全課 放射線規制室長  
中矢 隆夫



(印影印刷)

## 管理下でない放射性同位元素等に関する 一斉点検の実施及び報告依頼について

### 1. 通知の趣旨

各事業所におかれましては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）に基づき、所有する放射性同位元素等に関して、日頃から管理をしていただいているところと存じます。

しかしながら、今なお管理されていない放射性同位元素等の発見が散見され、現在の管理が適切であったとしても、過去に購入された線源が管理されないまま存在している状況が報告されております。その原因は、平成17年に実施していただいた管理下でない放射性同位元素等の調査に不十分な点があったのではないかと考えております。

このような状況を踏まえ、管理区域のみならず、管理区域外についても、居室、実験室及び倉庫等において長年放置されている放射性同位元素等（※注）がないか、今一度、別添に示す手順により一斉点検をしていただくようお願いいたします。

このような一斉点検の活動を通じ、個々人及び組織の安全管理の意識が高まり、管理に係るルールを遵守する精神が涵養され、ひいては、組織全体にわたる主体性のある安全管理の向上につながり、放射線障害に対する安全・安心につながることを期待します。

なお、一斉点検結果の最終報告後に、再度、管理されていない放射性同位元素等が発見された場合は、入手経緯等の情状を勘案したうえで、原則、以下のいずれかの処分を実施することになるので、ご留意下さい。

- ・管理されていない放射性同位元素等が発見された事業所を含め、その他管理するすべての事業所において、自主的に1年を超えない期間で、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用並びに放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物の外部への廃棄を自粛する。
- ・放射線障害防止法第26条第1項第12号又は同項第8号の規定に基づき、

管理されていない放射性同位元素等が発見された事業所を含め、その他管理するすべての事業所において、1年を超えない期間で、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用並びに放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物の外部への廃棄の停止を命ずる。

- ・放射線障害防止法第30条に違反したとして法人若しくは購入者又はその両者を告発する。

※注：「放射性同位元素等」とは、「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件」（平成12年10月23日科学技術庁告示）に示された数量及び濃度を超える放射性同位元素を指し、放射性同位元素によって汚染された物については数量、濃度を問いません。

## 2. 文部科学省における点検結果の公表

文部科学省は、事業所から提出される一斉点検最終報告書に基づき、管理下でない放射性同位元素等が発見された状況、原因等の取りまとめを行い、公表する予定です。

なお、公表にあたっては、本一斉点検は安全管理体制の向上に資するため自主的 point 検を促す観点から実施を依頼するものであるため、放射線障害防止法第42条第1項及び同法施行規則39条第1項に該当する場合を除き、管理下でない放射性同位元素等が発見された個々の事業所名を付すものではないことを申し添えます。

本件に関するお問い合わせ先・連絡先

原子力安全課 放射線規制室

電話：03-6734-4044

FAX：03-6734-4048

## 別添

### 1. 点検及び報告の手順

#### ①点検計画の作成

一斉点検の実効性を高めるため、参考1に示す手順を参照して、「放射性同位元素等の保管管理に係る点検実施における留意点等」（参考2）や過去の発見事例（参考3）を参照の上、事業所における業務、組織体制、事業所の範囲、放射性同位元素の使用の実態等を踏まえ、まず、どのような点検体制、点検方法で行うことが実効的か十分に主体的に検討を行い、点検計画を作成して下さい。

#### ②点検の実施

一斉点検は、作成した点検計画に基づき、平成22年9月30日までに完了して下さい。

※ [管理下でない放射性同位元素等が発見された場合]

一斉点検の結果、管理下でない放射性同位元素等が発見された場合は、安全上の措置を直ちに講じるとともに、文部科学省放射線規制室に直ちにその状況を連絡して下さい。その際、放射線障害防止法第42条第1項及び同法施行規則第39条第1項の放射性同位元素の所在不明、放射線障害の発生等に該当する場合には、別途、同条に基づく報告、対応が必要となります。

#### ③点検の中間報告について

平成22年5月以降も一斉点検を継続する予定である事業所は、平成22年3月末までの一斉点検の進捗状況について、4月10日を目途に当室宛に別紙1に示す書式により報告をお願いします。

#### ④点検結果の取りまとめ

一斉点検の結果について、「点検結果最終報告書」（別紙2）を事業所毎に事業所等の代表者名で取りまとめて下さい。

また、管理下でない放射性同位元素等が発見されている場合には、その発見の状況、取った措置、原因及び再発防止策を十分に調査、検討の上、報告書に盛り込んで下さい。

#### ⑤点検結果の報告

別紙2の「点検結果報告書（最終）」については、平成22年10月31日までに提出していただきますようお願い致します。

なお、一斉点検の実施期限である平成22年9月30日よりも前に点検を終了した場合は、その時点で「点検結果報告書（最終）」を取りまとめ、提出いたしても差し支えありません。

参考 平成19年3月末以前に製造された3.7MBq以下の密封線源について平成17年の放射線障害防止法の改正に伴う経過措置により、平成19年3月

末以前に製造された密封線源（3.7MBq以下のもの）については、これまでどおり、特段の手続を必要とせず使用、保管、運搬は可能ですが、廃棄をする際には、許可廃棄業者に引き渡す等の措置が義務づけられています。

このため、各事業所の放射線取扱主任者等は、本点検を機会に、従来、放射線障害防止法の規制対象となっていなかった密封線源についても、同線源を保有している研究者等から報告を求め、規制対象となっている線源と同様に、一覧表を自主的に作成し、把握しておくことが安全管理に有効です。

## 2. 核燃料物質等が発見された場合の対応について

- ・管理されていない放射性同位元素が発見された事業所においては、同時に核燃料物質や核原料物質が発見される事例が見られます。
- ・発見された核燃料物質の使用例としては、電子顕微鏡用試料の染色（天然ウラン）、加速器の遮蔽材（劣化ウラン）、光学ガラスの材料（トリウム）などがあり、放射線障害防止法の使用の許可を受けて使用しているコバルト照射装置内に遮蔽材として劣化ウランが組み込まれている場合もあります。
- ・天然ウラン、劣化ウラン、トリウム、トリウム鉱石等については、原子炉等規制法に基づく許可・届出手続きを必要とする場合があります。一斉点検において、このような原子炉等規制法の許可・届出手続きがなされていない核燃料物質や核原料物質を発見した場合には、直ちに下記にご相談ください。

連絡先：文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課保障措置室

電話：03-6743-3973 FAX：03-6734-4032

## 各事業所等における点検及び報告の手順について

平成21年  
10月上旬

### ①点検計画の作成

- ・参考2を参照の上、事業所における業務、組織体制、事業所の範囲、放射性同位元素の過去の使用実態等を踏まえた点検計画を作成

### ②一斉点検の実施

- ・点検計画に基づき、一斉点検は組織として実施（点検項目）
  - －所有する放射性同位元素について保管の帳簿と実物の照合
  - －管理区域内、管理区域外において管理下でない放射性同位元素等（以下「R I等」という。）が放置されていないか

平成22年  
4月上旬

[平成22年5月以降も点検を継続する予定である場合]

- ・3月末までの点検の進捗状況を放射線規制室に報告（別紙1の報告様式で提出）

[点検の結果、管理下でないR I等が発見された場合]

→文部科学省にその状況を直ちに連絡

平成22年  
9月末まで

- ・点検の終了

### ③点検の取りまとめ

- ・「点検結果報告書（最終）」（別紙2）の作成
- ・管理下でないR I等が発見された場合にはその発見の状況、講じた措置、原因及び再発防止策を十分に調査、検討の上、取りまとめ
- ・点検結果は、各事業所の代表者名で事業所毎に取りまとめ

10月末まで

### ④点検結果の報告

- ・「点検結果報告書（最終）」（別紙2）を提出

## 放射性同位元素等の保管管理に係る点検実施における留意点等

### 1. 点検実施にあたっての留意点等

#### ○点検範囲、点検体制における留意点等

- ・一斉点検は、事業所敷地内の管理区域内、管理区域外におけるすべての実験室、研究室、居室、工場、倉庫、廃品保管庫等で行うこと。
- ・一斉点検は、組織として行うものとし、点検の実施者、点検結果の最終確認の実施者等、それぞれの責任を明確にすること。
- ・特に、敷地の範囲が広い事業所において、点検を分担して行う場合には、誰が、どの範囲を確認するかあらかじめ点検計画の中で明らかにして、責任範囲を明確にすること。その際、各点検者から、期限を付けて文書等で責任ある回答を求め、その中では実際に調査した範囲を明確にさせること。
- ・点検結果を取りまとめる部署は、敷地内のすべての区域で点検が行われたか確認すること。特に、点検を実施しない区域を把握し、しない理由が合理的であることを確認すること。
- ・管理下にない放射性同位元素等が発見された場合には、直ちに放射線取扱主任者等に連絡するとともに、放射線取扱主任者等の指示に基づき、管理区域の貯蔵庫等への適切な保管を行う等、速やかな対応及び点検者等の無用な被ばくを避けるよう留意すること。

#### ○点検方法における留意点等

- ・実際の点検にあたっては、過去の放射性同位元素等の使用の実態に拘ることなく、点検実施者は、以下の点や過去の発見事例(参考3)に留意しつつ調査すること。
  - ― 目視での確認を基本とし、測定器を過信しない。不明な袋や段ボールは開封して目視で中身をチェックする。
  - ― 機器等を用いて実験、研究、測定等を実施したことがある事業所においては、不要となって放置されている機器等に放射性同位元素が装備されていないか。
  - ― 非密封放射性同位元素を用いて実験などを行ったことがある事業所においては、バイアル瓶(試験管、試薬瓶等)等に放射性物質と思われる標識又は記載(“radioactive”、“RI”、“H3”、“C14”又は放射能マーク等)がないか。
  - ― 普段使われていない又は一般人が立ち入らない場所にあるロッカー、棚等や使用されず放置されている冷蔵庫、冷凍庫内に放射性同位元素等を含む試薬等がないか。なお、冷蔵庫、冷凍庫の霜は解凍してから内部を調査すること。
  - ― 所有者が不明又は研究者の異動、退職により放置されている荷物の中身もチェックする。

等

## 過去の発見事例

- ・測定器等の機器に校正用線源として装備されていたものを見落としていた。
- ・非密封放射同位元素を、研究者等が組織内の手続を守らずに、研究上の利便性から放射性同位元素の貯蔵庫以外の冷蔵庫や冷凍庫等に保管し、研究者等の異動等に伴い放置された。(アルミホイルに包まれている場合もある。)
- ・研究者等が他事業所等から、組織の安全管理体制の下で登録されることなく、生物試料にトレーサーとして添加したなどの形態で放射性同位元素等を持ち込み、又は研究者等が組織における放射性同位元素の安全管理のための手続を経ることなく、放射性同位元素を直接購入し、実験室等で所持していた。
- ・不要になった放射性同位元素等(購入したままの形態のもの、使いかけの非密封放射性同位元素の容器、生物試料にトレーサーとして添加したもの、かつては使われていたが現在は使われていないラジウム治療針、校正用線源が装備された測定器など)について法律に基づく廃棄等の適切な措置が取られず、ロッカーの最下段、段ボール箱の中、ドラフトチャンバー下の扉の中等、普段使用されないスペースあるいは部屋の隅、倉庫等、普段人の立ち入らない場所に放置されていた。

なお、本点検の参考とするため、以下の参考資料も適宜御参照下さい。

- ・参考資料1 「放射性同位元素等に関する保管管理の徹底について」  
平成16年7月20日付け 放射線規制室長通知  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/anzenkakuho/news/boushihou/1269164.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/news/boushihou/1269164.htm))  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/anzenkakuho/news/boushihou/\\_icsFiles/afieldfile/2009/06/11/20040721\\_02.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/news/boushihou/_icsFiles/afieldfile/2009/06/11/20040721_02.pdf)
- ・参考資料2 「放射性同位元素等に関する保管管理の徹底に関する通知に基づく点検結果及び今後の対応について」(平成16年9月9日プレス発表文)  
([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/16/09/04090902.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/09/04090902.htm))
- ・参考資料3 「放射性同位元素等に関する保管管理状況の点検結果を踏まえた安全管理の考え方について(依頼)」(平成16年9月9日付け 放射線規制室長通知)  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/anzenkakuho/news/boushihou/1269167.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/news/boushihou/1269167.htm))
- ・参考資料4 「放射線管理状況報告に際しての放射性同位元素等に関する点検及び報告依頼について」(平成17年2月24日付け 放射線規制室長通知)  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/anzenkakuho/news/boushihou/1278452.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/news/boushihou/1278452.htm))

- ・ 参考資料5 「放射性同位元素等に関する点検結果について」(平成17年8月29日  
プレス発表文)  
( [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/anzenkakuho/news/boushihou/1269210.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/news/boushihou/1269210.htm) )
- ・ 参考資料6 「放射線障害防止法対象施設における近年の事故事例、その原因と対策」  
( [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/anzenkakuho/boushihou/1261253.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/boushihou/1261253.htm) )
- ・ [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/science/anzenkakuho/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2009/05/20/sheet10.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2009/05/20/sheet10.pdf)



## 点検結果中間報告書(3月末現在)

平成 年 月 日

文部科学省 科学技術・学術政策局  
原子力安全課 放射線規制室長 殿

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

㊦

平成21年10月1日付け21科原安第10号「管理下でない放射性同位元素等に関する一斉点検及び報告依頼について」に基づき、点検の進捗状況について報告致します。

事業所名称		許可・届出番号	
放射性同位元素等の使用用途	<input type="checkbox"/> 密封線源 <input type="checkbox"/> 非密封線源 <input type="checkbox"/> 放射線発生装置		
担当者:所属 氏名 連絡先 Tel Fax			

点検の進捗状況	これまでの点検がどこまで進んだのかについて、簡潔に記載すること
点検の今後の予定	今後の点検の予定について、簡潔に記載すること
点検の完了予定日	年 月 日
点検に係る中間結果	<input type="checkbox"/> 管理下でない放射性同位元素等は発見されなかった。 <input type="checkbox"/> 管理下でない放射性同位元素等が発見された。

※管理下でない放射性同位元素等が発見された場合には、直ちに、文部科学省放射線規制室へ連絡すること。

※A4用紙1枚に収めること。

## 点検結果報告書(最終)

平成 年 月 日

文部科学省 科学技術・学術政策局  
原子力安全課 放射線規制室長 殿

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

㊦

平成21年10月1日付け21科原安第10号「管理下でない放射性同位元素等に関する一斉点検及び報告依頼について」に基づき、点検した結果について、以下のとおり報告致します。

事業所名称		許可・届出番号	
放射性同位元素等の使用用途	<input type="checkbox"/> 密封線源 <input type="checkbox"/> 非密封線源 <input type="checkbox"/> 放射線発生装置		
担当者:所属 氏名 連絡先 Tel Fax			

点検期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
点検項目 実施項目を ■にすること	<input type="checkbox"/> 所有する放射性同位元素等について、保管の帳簿と実物の照合を行ったか。 <input type="checkbox"/> 管理区域内において、管理下でない放射性同位元素等が存在しないか、すべての実験室等について確認を行ったか。 <input type="checkbox"/> 敷地内の管理区域外において、管理下でない放射性同位元素等が存在しないか、すべての実験室、居室、倉庫、廃品保管庫等について確認を行ったか。
点検体制・方法	○点検体制・方法等(調査の実施体制(責任者、調査にあつた人数等)、誰がどのような方法で確認を行ったか、調査範囲、調査しなかつた範囲とその理由、すべての場所で調査が行われたことを示す件等を記載)
点検結果	<input type="checkbox"/> 管理下でない放射性同位元素等は発見されなかつた。 <input type="checkbox"/> 管理下でない放射性同位元素等が発見された。 (発見された場合は次ページの報告も作成すること)

※管理下でない放射性同位元素等が発見された場合には、直ちに、文部科学省放射線規制室へ連絡すること。

※管理下でない放射性同位元素等を発見した場合は、以下の報告も作成すること。

発見日時 発見場所 発見された 放射性同位元素等	①発見日時：平成 年 月 日 ②発見場所：管理区域内・管理区域外 (施設名・室名等 ) ③核種： (確定、推定、不明)、(密封線源 or 非密封線源) ④数量： Bq(確定、推定、不明) ⑤形状：長さ mm、大きさ mm、材質 ⑥用途： (複数発見された場合には、別途表等にまとめること)
状況	発見時の状況、周辺への汚染状況、調査員の被ばく状況、管理区域の貯蔵庫への保管等講じた安全上の措置等
影響	発見までの経過、発見場所への人の立入り状況、立入者の推定被ばく状況、外部への影響等
原因	何故、いつから管理下でない状態が生じたのか、記録、帳簿、関係者への聞き取り等から原因(組織・体制、手続き上の問題点を含む。)を詳細に分析すること
対策	原因を考慮し、再発を防止するための今後の措置(組織・体制、手続の改善を含む。)を具体的に記載

※ 行数の足りない部分については、別紙として詳細に記載して下さい。